

改正

平成30年3月28日訓令第6号

香取市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績の評定（以下「成績評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ公正な成績評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価並びに施工技術の向上及び育成に資することを目的とする。

(成績評定の対象)

第2条 成績評定は、原則として、当初請負金額が1,000万円以上の工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 香取市建設工事監督事務要領（平成26年香取市訓令第4号）第4条に規定する監督員及び主任監督員
- (2) 香取市建設工事検査要綱（平成18年香取市訓令第45号。以下「検査要綱」という。）第5条に規定する検査職員

(成績評定の時期)

第4条 成績評定の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成績評定の時期は、監督員及び主任監督員にあつては出来形（部分引渡し）確認及び完成の際、検査職員にあつては中間検査、出来形（部分引渡し）検査及び完成検査を実施の都度とする。
- (2) 工事成績評定表（検査要綱別記第4号様式。以下同じ。）は、工事担当課において検査を実施する日までに所要事項を記載し、検査職員に提出するものとする。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績評定表により行うものとし、評定者ごとの考査区分等は別に定める。
- 3 評定にあたっては、別に定める「考査項目別運用表」により行い、別に定める「記入方法及び留意事項」及び「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

- 4 工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別に定める「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(審査項目の採点方法)

第6条 検査職員は、審査点を評定した後、次のとおり評定点を計算するものとする。

- (1) 中間検査があった場合 監督員の評定点×0.4+主任監督員の評定点×0.2+検査職員(中間)の評定点×0.2+検査職員(完成)の評定点×0.2=評定点合計
- (2) 中間検査がなかった場合 監督員の評定点×0.4+主任監督員の評定点×0.2+検査職員(完成)の評定点×0.4=評定点合計
- 2 中間検査が2回以上あった場合、検査職員(中間)の評定点は平均点を記入する。
- 3 出来形(部分引渡し)の場合は、監督員、主任監督員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 監督員、主任監督員、検査職員の評定点は四捨五入により小数第1位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 所見は必ず記入する。
- 7 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

(成績評定結果の受注者への通知)

第7条 評定結果については完成検査の際、工事検査結果通知書(検査要綱別記第7号様式)に評定点合計を記入し、項目別評定点(検査要綱別記第7号様式の2)を添付のうえ、受注者に通知するものとする。

(成績評定点の修正)

第8条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反若しくは事故等により瑕疵が判明したとき、又は成績評定結果を修正する必要が認められるときは、工事成績採点を見直し、その結果を受注者に工事成績評定通知書(別記第1号様式)及び項目別評定点(検査要綱別記第7号様式の2)により通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。

(説明請求)

第9条 第7条又は前条の規定による通知を受理した者は、通知を受けた日から起算して14日以内(市の休日を含む。)に、工事成績評定に係る説明請求書(別記第2号様式)により、市長に評定点等の説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第10条 市長は、前条の説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（別記第3号様式）により、速やかに回答するものとする。

（再説明請求）

第11条 前条の規定による回答を受理した者は、回答を受けた日から起算して14日以内（市の休日を含む。）に、工事成績評定に係る再説明請求書（別記第4号様式）により、市長に再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第12条 市長は、前条の説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（別記第5号様式）により、速やかに回答するものとする。

2 市長は、前項の回答をする場合において、香取市工事成績評定評価委員会に工事成績評定に係る審議依頼書（別記第6号様式）により意見を聞くものとする。ただし、軽易で事務的に処理できるものは除く。

3 前項の香取市工事成績評定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（香取市工事成績評定表の作成要領の廃止）

2 香取市工事成績評定表の作成要領（平成18年香取市訓令第46号）は廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の規定は、施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行の日の前日までに契約を締結した工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 8 条)	略
第 2 号様式 (第 9 条)	略
第 3 号様式 (第 10 条)	略
第 4 号様式 (第 11 条)	略
第 5 号様式 (第 12 条第 1 項)	略
第 6 号様式 (第 12 条第 2 項)	略